

## 忘れていませんか？「リサイクルの義務」 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」開催ご案内

家庭で消費される様々な商品に使われる「容器」や「包装」は、多くの素材で製造されています。そのうち、ガラスびん、PETボトル、プラスチック製および紙製（飲料用紙パックおよび段ボールを除く）の容器・包装を利用する“食品・飲料等の製造事業者”、あるいは“容器そのものの製造事業者”、容器包装を利用した商品を販売している“卸・小売事業者”、さらには“商品の輸入業者”の皆様には、「容器包装リサイクル法」（平成12年4月全面施行）によって、それら容器包装を再商品化（＝リサイクル）する義務が課せられています。また、義務を怠ると国（環境省、経済産業省、財務省(国税庁)、厚生労働省、農林水産省）からの指導や法的措置もあるなど、ご留意をいただきたい事項も多くございます。

そこで当所では、これら容器包装に関わる事業者の皆様（ただし、同法が規定する小規模事業者は適用外）に、同制度の基礎知識と、リサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、下記により説明会・個別相談会を開催いたします。リサイクル義務を負う事業者の皆様は奮ってご参加をお願いいたします。

### 記

1. 日時 平成28年12月20日（火）14:00～16:30
2. 場所 大阪商工会議所地下1階 1号会議室  
（大阪市中央区本町橋2-8 堺筋本町駅①⑫、谷町四丁目駅④各出口徒歩8分）
3. 定員 140名（受講料無料・受講票等は発行いたしません）
4. 内容 ■容器包装リサイクル制度について  
■リサイクル（再商品化）の委託申込手続き等について  
■個別相談会
5. 講師 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 担当者
6. 主催 大阪商工会議所、日本商工会議所、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
7. 協力 全国商工会連合会
8. お願い 当日は、同協会から送付される「平成29年度再商品化委託申込書類」（平成28年12月上旬発送予定）をご持参くださいますようお願いいたします。お手元にない方は、当日お申し出ください。
9. お申込 下記申込書に必要事項をご記入いただき、12月6日（火）までにファクシミリにてお申し込みください。

【お問合せ先】 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室（比嘉、中尾、鮫島）  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 [Tel:06-6944-6472](tel:06-6944-6472) Fax : 06-4791-0444  
容器包装リサイクル委託事業 (<http://www.osaka.cci.or.jp/b/youki-rs21/>)

**FAX : 06-4791-0444 大阪商工会議所中小企業振興部経営相談室 行**  
**「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」参加申込書（12月20日）**

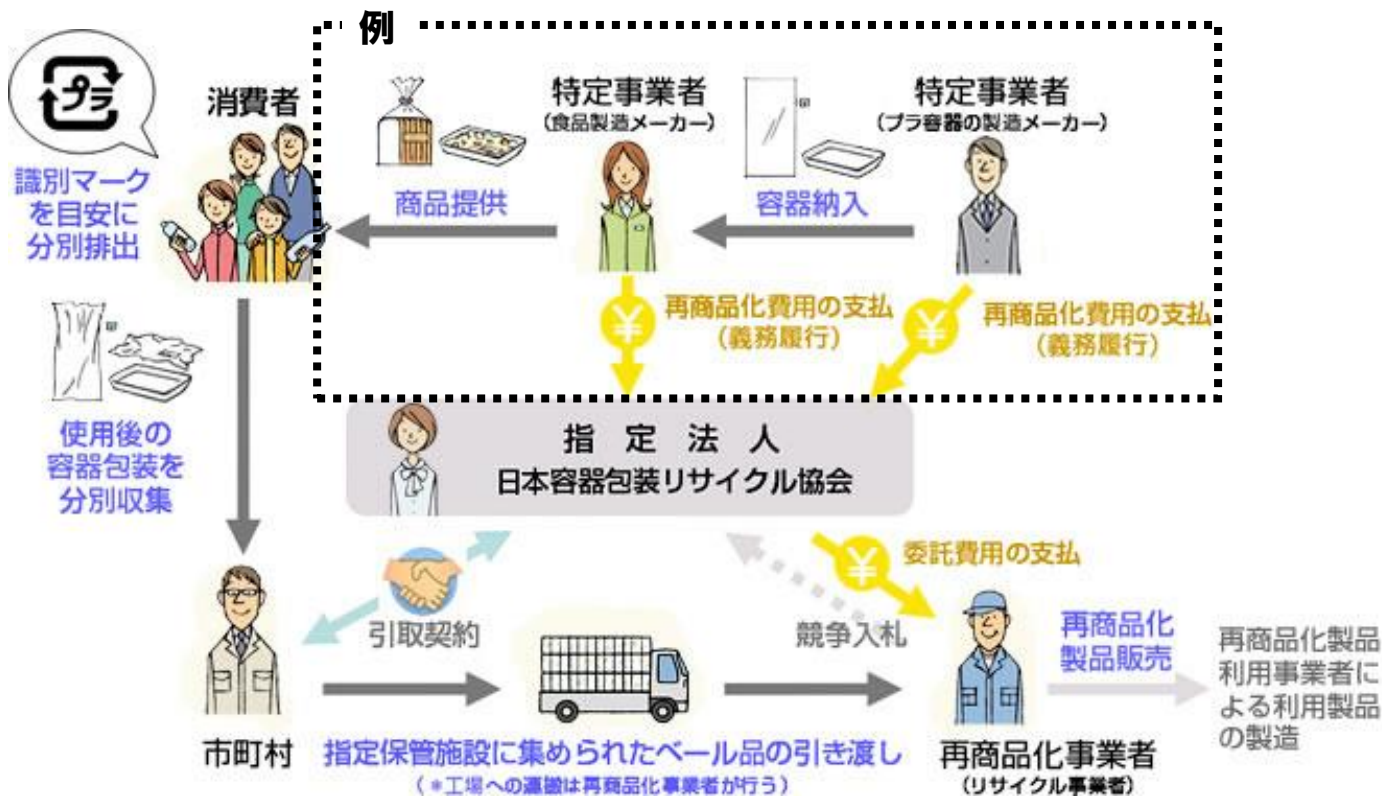
ふりがな 事業者名：			
住所：(〒            -            )			
TEL：(            )            -	FAX：(            )            -		
特定事業者コード（10桁）：	(注) 特定事業者コードをお持ちでない場合は記入不要です。		
部署・役職：	ふりがな 氏名：		
	メールアドレス：	@	
部署・役職：	ふりがな 氏名：		
	メールアドレス：	@	
本説明会で確認したいこと、聞きたいこと等がありましたら、以下にご記入ください。			
(注) 書ききれない場合は別紙（書式自由）にご記入のうえ添付してください。			
個別相談会への参加希望（人数）： 有（    名） ・ 無    ※いずれかに○印をつけてください。			

※ご記入いただいた個人情報は、大阪商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、講師に参加者名簿として提供いたします。

## ○容器包装リサイクル法とは

「容器包装リサイクル法」は、家庭から出るごみの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用を図る目的で制定された法律です。

「容器包装リサイクル法」によるリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行うとともに、その量に応じたりサイクルの義務が課せられています。



### 【特定事業者に該当する商工業者】

- 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者  
例：食品、清涼飲料、酒類、石鹸、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者  
商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
  - 「容器」を製造する事業者  
例：びん、PETボトル、紙箱、袋などの容器製造業者
  - 「容器」の輸入、「容器」「包装」が付いた商品の輸入、輸入商品を包装して販売する事業者
- ※ただし、「容器包装リサイクル法」に規定される小規模事業者は義務を免除。

業種	製造業等	商業、サービス業
売上高	2億4,000万円以下	7,000万円以下
従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

上記に該当する事業者で、再商品化委託申請のお手続きをしていない場合は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター [TEL: 03-5251-4870] へ該当・非該当についてご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

なお、「特定事業者」に該当する商工業者で、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年度まで遡って再商品化委託申請を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

【委託申込先】大阪商工会議所 経営相談室 TEL: 06-6944-6472 (但し、大阪市内事業者分)

【問合せ先】公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (<http://www.icpra.or.jp>)

◆コールセンター [法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談]  
TEL: 03-5251-4870

◆オペレーションセンター [委託申込関係書類の請求、記載方法等に関する相談]  
TEL: 03-5610-6261 / FAX: 03-5610-6245